

令和7年度 第1回静岡県感染症対策連携協議会 会議録

日 時	令和8年3月3日(火) 18時00分から18時38分まで
場 所	静岡県感染症管理センター (Web 会議)
出席者 職・氏名	<p>○出席委員 (出席者名簿順、敬称略) 前田 明則、加陽 直実、平野 明弘、岡田 国一、松本 志保子、 山岡 功一、毛利 博、成澤 央久、石川 三義、永井 しづか、 寺井 克哉、伊澤 徹、前澤 綾子、豊岡 武士、星野 淨晋、 倉井 華子、井上 達秀、上坂 克彦、渡邊 裕司、塚本 恒、 田中 一成、板倉 称、勝岡 聖子、後藤 幹生 ※代理出席の場合も委員名を記載。会議録本文では代理出席者名も記載。</p> <p style="text-align: right;">計 24 人</p> <p>○欠席委員 猿原 大和、山本 たつ子、岩神 真一郎</p> <p style="text-align: right;">計 3 人</p> <p>○事務局 (出席した県職員) ※委員内の県職員は除く 藤森医療局長、市川感染症対策課長、武田感染症対策課長代理 ほか</p>
議 事	<p>○協議事項 (1) 副会長の選任 (2) 新型インフルエンザ等の発生に備えた患者等の移送に係る消防機関との協定</p> <p>○報告事項 (1) 感染症対応訓練実施結果 (2) 令和8年度以降のコロナ感染拡大注意報・警報の運用の継続 (3) 県予防計画進捗状況 (医療措置協定等の状況) (4) 定点医療機関の見直し (5) 令和8年度感染症対策連携協議会の開催予定 (案)</p>
配布資料	<p>○次第 ○出席者名簿 ○座席表 ○報告事項・協議事項に係る説明資料 ○報告事項・協議事項に係る別冊資料</p>

議事の経過

○武田課長代理

それでは定刻となりましたので、ただいまより令和7年度静岡県感染症対策連携協議会を開会いたします。

進行いたします、静岡県感染症対策課課長代理、武田でございます。

開会にあたりまして健康福祉部理事の勝岡より一言ご挨拶を申し上げます。

○勝岡健康福祉部理事

皆様こんばんは。静岡県健康福祉部理事の勝岡でございます。

本日はお忙しいところ、令和7年度静岡県感染症対策連携協議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて昨年度は、当会議において皆様に御指導、御助言いただき、静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定を行ったところであります。

本日は感染症予防計画に基づきまして、県が消防機関と締結を予定しております患者移送協定につきまして御意見を伺うとともに、先ほど申し上げました訓練の実施結果の他、新型コロナウイルス注意報警報の運用に関する検討内容や、感染症サーベイランスにおける定点医療機関の見直し等についても御報告させていただきます。

皆様方におかれましては、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○武田課長代理

本日は委員27名のうち代理出席の方も含めまして24名の方に御出席をいただいております。委

員の御紹介は、名簿の配布に代えさせていただきます。

本日の会議は公開で行います。報道機関の取材が入っておりますことと議事録が後日公開されることを御承知おきください。

会議中は委員の皆様におかれましては、カメラをオン、顔を出していただき、音声はミュートにしていただき、御発言の際にはカメラに向かって挙手または Zoom の挙手ボタンを押していただくようお願いをいたします。

議長または事務局が指名をさせていただきます。委員以外の方はカメラマイクともオフをお願いいたします。

それではこれからの議事進行に関しましては、規約の規定により加陽会長をお願いいたします。会長よろしくお願ひいたします。

○加陽会長

はい、よろしくお願ひします。

本日は天気が悪く、完全 Web で正解だったと思います。私も三ヶ日町の診療所から参加させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは議事に入りますので、円滑な議事の進行に御協力をお願いいたします。

本日の一つ目は、次第でございます通り、協議事項、副会長の選任となっております。

事務局からご説明をお願いいたします。

○市川課長

感染症対策課長の市川でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて失礼をいたします。画面を共有いたしますので、しばらくお待ちください。

協議事項の 1、副会長の選任について御説明いたします。お手元の資料は 2 ページをお開きください。

運営要綱第 4 条第 6 項により、本協議会には会長 1 人、副会長 2 人を置くこととなっております。会長には県医師会長加陽委員が、副会長には県内病院を代表する立場から毛利委員に就任いただいておりますが、学術機関および大学病院としてのお立場で副会長を務められておりました今野委員の退任により、副会長 1 人が空席となっております。つきましては、今野前委員と同様の立場で参加いただいております浜松医科大学の渡邊委員の副会長就任を事務局案として提案いたします。以上であります。

○加陽会長

ではただいま事務局から提案されました渡邊裕司委員を、副会長として、お願ひしたいと思ひます。皆様、どうでしょうか。

(「異議なし」)

○加陽会長

では渡邊副会長を決定させていただきたいと思ひます。では、渡邊副会長より一言お願ひいたします。

○渡邊副会長

ただいま御指名にあずかりました浜松医科大学の渡邊です。大変責任重い副会長だと思ひますが、謹んで引き受けさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○加陽会長

ありがとうございます。では次の協議事項の二つ目は、新型インフルエンザ等の発生に備えた患者等の移送に係る消防機関との協定となっております。

事務局から御説明をお願いいたします。

○市川課長

はい。お手元の資料を 3 ページを御覧ください。

協議事項の 2 番目、新型インフルエンザ等の発生に備えた患者等の移送に係る消防機関との協定について説明をいたします。

4 ページをお開きください。

新型インフルエンザ等の発生に備え、現在、各消防本部と患者等の移送に係る協定の締結を進めております。

新型コロナ時に締結していた患者の移送に関する協定でございますが、こちらは新型コロナの 5 類感染症移行に伴い、失効しております。

一方、新型コロナ時の経験を踏まえ、感染症法や国の基本指針、県計画においては、新型インフルエンザ等の発生に備えた消防本部との協定締結について定められており、こうした国基本指針等

に基づきまして、現在、新型インフルエンザ等の発生に備えた協定締結を進めているところであります。

スライドの中段でございます。

新協定が想定する感染症でございますが、県予防計画、県行動計画が新型コロナと同程度の感染症を想定しておりますことから、新型コロナと同程度とし、実際に発生した感染症の性状が異なる場合は、国が示すこととしております対応方針に基づき、別に消防との協議を行い、対応をいたします。

次のスライドでございます。お手元の資料は5ページになります。

新たな協定の考え方についてでございます。

対象とする感染症や協定の内容は、新型コロナ時の協定を基本とします。

新たな協定書の考え方を新型コロナ時の協定との比較としてまとめましたものが、中段の表になります。協定の内容でございますが、新型コロナ時と同様に、移送手段の提供と医療処置で、これはコロナ時と同様でございます。

移送を要請する際の条件でございますが、県の役割を位置づけるために、県による移送の実施決定および入院医療機関の選定を加えることを考えております。

また、協定締結の考え方といたしましては、保健所の体制を整えた上で、それでもなお、保健所による対応が困難となった時点での依頼を想定しております。

御説明しました新たな協定の考え方につきましては、本年度、県内の各消防本部に伺いまして御説明いたしました。その際、新型インフル等の発生時には、医療提供体制を確実に確保し、搬送先が決まらないことがないように欲しいという要望や、また発生したインフルエンザ等の性状等について、消防に情報提供していただきたい、県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬を提供いただく等、消防へ支援いただきたい等の御意見御要望をいただいたところでございます。

いただいた要望を踏まえ、県予防計画、県行動計画等に基づき、有事に備えた各種体制の構築をさらに進めつつ、今後、各消防本部と協議を行い、合意いただいた消防本部から順次、協定締結を進めてまいりたいと考えております。

今後のスケジュールでございますが、本連携協議会の御意見を踏まえまして、令和8年4月以降、各消防本部との協議を行い、締結を進めてまいります。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○加陽会長

ありがとうございます。ただいまの説明に対して御意見御質問があれば、挙手をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○毛利副会長

加陽先生いいですか。

○加陽会長

はい。毛利先生どうぞ。

○毛利副会長

スケジュールのところなんですけども、これ浜松市を除くというのはどういう意味でしょうか。

○市川課長

はい、浜松市につきましては、設置者が同一であり、協定を締結する必要が無いため、浜松市を除いた形になっております。

○毛利副会長

全県にわたってということが非常に大事です。例えばコロナのときには、病院長が集まって、後藤先生中心にやってきましたが、情報の共有化をしてスムーズに病院間の連携はできていましたが、縦割りですか。

○加陽会長

どうでしょうか。

○市川課長

こちらの協定につきましては、県と各消防本部が締結するものでございますが、縦割りにならないように、県が結んでいく今後の協定書の考え方や内容につきましては、浜松市、浜松市消防本部にも情報提供いたしまして、県内におけるずれがないように対応したいというふうを考えております。

○加陽会長

よろしいでしょうか毛利先生。

○毛利副会長

立て付けはすごく悪いような気がして仕方がないんですが。

○加陽会長

どうでしょうか。県の方は説明ありますか。

○後藤センター長

今ちょっと富士宮の病院から参加していて申し訳ございません。

消防本部の管轄と、市や町の管轄が、浜松市と浜松市消防と浜松市保健所が一致してるということで、あえて協定を結ばなくても、浜松市さんは一体化して、行動をしていただけると。

ただ、それ以外の市町と保健所と消防本部は、入り乱れていてですね、必ずしも一つの地域一つの市の中に、保健所も消防本部もないという状況ですので、県が協定を一律同じ内容で結ぶというふうになります。もちろん、協定の内容は浜松市さんも浜松市保健所さんも浜松市消防本部さんも、県の協定内容と同じになると考えています。

○毛利副会長

わかりました。

○加陽会長

他にはどうでしょうか。

○星野委員

西伊豆町なんですけども。

○加陽会長

どうぞ。

○星野委員

はい。私と三島の豊岡市長がここに出席をさせていただいてるのは、豊岡市長が市長会の会長で、私が町村会の会長という立場で出席させていただいてるかと思えます。

私個人的には、この協定を結ぶことには賛成なんですけれども、あくまでも各消防本部は多分組合方式をとられていて、そこの構成する市町がある程度の理解をしないのに勝手に消防本部と協定結んじゃいましたという話だと、何か手続き的な齟齬があると困るので、願わくばですね、市長会とか、町村会がありますので、定期的な。そこでお話をして、皆さんの御了解をいただいた後にですね、各消防本部との締結をするという進め方にしていただいた方が、私は各市町さんの首長さんのご理解は得られるのかなというふうに思いますんで、その辺はちょっと丁寧にやっていただきたいというふうに思いましたので意見をさせていただきました。

○加陽会長

はい、ありがとうございます。県の方どうでしょうか。

○市川課長

星野委員から御意見いただきまして誠にありがとうございます。

星野委員のおっしゃる通りでございますので、県といたしましても、市長会、町村会の会長の会議におきまして、県からご説明をさせていただいた上で、その上で協議の進めたいというふうに考えておりますので、確か4月に予定されている会議があるというふうに承知しておりますので、その会議におきまして、県の方から、この協定を結ぶという考え方を御説明させていただきたいというふうに考えております。

○加陽会長

はい、ありがとうございます。星野委員よろしいでしょうか。

○星野委員

はい、ありがとうございます。よろしくお願いたします。

○加陽会長

では他に、御意見御質問ございますでしょうか。挙手はないですね。

では、ただいまの協議事項の新型インフルエンザ等の発生に備えた患者等の移送に係る消防機関との協定は、ただいまの御意見を大事にさせていただきながら、進めたいと思います。承認にすることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加陽会長

ありがとうございます。では承認していただいたということで、事務局の方は作業を進めてください。

次に、報告事項へ移ります。5件ございます。

まず、感染症対応訓練実施結果について事務局から説明をお願いいたします。

○市川課長

はい。報告事項の1番目、感染症対応訓練実施結果について説明をいたします。

お手元の資料ですと、7ページをお開きください。

今年度は、令和7年11月10日に、感染症対応訓練として、県本部運営訓練と重症患者移送訓練を実施いたしました。県本部運営訓練につきましては、昨年度改定いたしました県行動計画に基づく知事が出席する初めての訓練として実施いたしました。

新型インフルエンザの発生による政府対策本部設置直後を想定し、知事、副知事、各部長等の本部員出席により全庁での情報共有および初動対応を確認いたしました。

スライドの右の重症患者移送訓練でございますが、昨年度は、県中部保健所と島田市立総合医療センターを会場に実施いたしました。それに引き続き、本年度は県西部保健所と感染症指定医療機関である磐田市立総合病院を会場に実施いたしました。

本年度は、さらに磐田市消防本部も参加し、救急隊による搬送が必要な重症患者を想定した入院調整、救急隊による感染症病床への移送を、参加機関が連携して訓練を実施いたしました。

次のスライドでございます。お手元の資料は8ページとなります。

令和7年11月27日には広域入院調整訓練を実施いたしました。

これは圏域をまたぐ入院調整が必要な際に県病院協会と連携し、県感染症管理センターが入院調整を実施するモデルについて訓練を行ったものであります。今回の訓練では、病院協会副会長に東部中部西部の病床調整担当役をお願いいたしました。

G-MIS への入力訓練も兼ね、新興感染症の発生時に病床を確保いただく病院に、G-MIS への病床使用状況及び受け入れ可能患者数を入力いただきました。

その後、共有した病床情報に基づき、広域での入院調整の手順について検討を行い、各圏域の病床に関する相談役の医師と感染症管理センターが連携し、圏域を越えた入院調整のデモンストレーションを実施いたしました。

報告事項の1、感染症対応訓練実施結果は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○加陽会長

ありがとうございました。ではただいまの報告について御質問御意見があればお願いしたいと思っております。いいですか。

(意見なし)

○加陽会長

はい。ではありがとうございました。次の報告に入ります。

令和8年度以降のコロナ感染拡大注意報警報の運用の継続について事務局からお願いいたします。

○市川課長

はい。お手元の資料の10ページをお開きください。令和8年度以降のコロナ感染拡大注意報警報の運用の継続について説明いたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月の5類感染症以降、毎年夏と冬に感染拡大の波がある状況ですが、この波のピークは年々低くなっております。

2026年の冬のシーズンにおきましては、波はほぼなく、先週金曜日に発表いたしました2月16日から2月22日までの1週間における定点医療機関当たりの患者数は1.79人となっているところでございます。

次のスライドでございます。お手元の資料11ページとなります。

新型コロナの警報注意報は、県が独自に定める基準で、患者数が定点医療機関当たり8人以上で注意報、16人以上で警報を発令しております。

先ほどのグラフでお示しました通り、感染拡大は以前のような大きな波とはならないため、運用の見直しを検討いたしました。具体的には、注意報については2026年の冬は波がなく、警報については2024年の夏の波以降発令はございませんでした。

現在の運用は、スライド下段の表にございますが、基準患者数を超えると発令、当該週の患者数のみを基準とし、下回るとすぐに解除。同一流行期の最初の発令時のみ記者提供し、再発令時は感染症週報等で公表することとしており、この基準で運用した場合、2025年の夏の波では、注意報の解除と再発令を繰り返す状況となったところでございます。

次のスライドです。資料の12ページとなります。

見直しに当たり、現場での活用状況の実態を把握するため、病院、施設への調査を実施いたしま

した。調査の対象は感染対策向上加算1の算定病院、福祉施設で、令和7年10月に電子申請システムを活用しアンケートを実施いたしました。

質問項目は、1点目は、静岡県の新型コロナ感染症拡大注意報警報を知っていますかということ。2点目は、注意報発令時に施設の感染対策や面会等の基準の変更をしていますかということ。3点目は、注意報の現在の運用について意見はありますか。この3点でございます。

次のスライドでございます。資料の13ページとなります。

こちらは、病院における状況の調査結果でございます。35病院から調査に回答があり、全ての病院が知っている、26%の病院が注意報発令により、感染症対策を変更していると回答があり、82.8%の病院が現在の運用について意見ないという回答がございました。注意報発令時、医療機関病院におきましては、マスクの原則着用、入院時スクリーニングの検討、面会制限等を実施していると回答がありました。

次のスライドです。資料の14ページとなります。

こちらは福祉施設における状況の回答でございます。908施設から回答があり、84.9%の施設が知っている、25%の施設が注意報発令により感染症対策を変更していると回答があり、96%の施設が現在の運用について意見なしでございました。福祉施設におきましては、注意報発令時にはマスク着用の徹底、外出イベントの中止、面会の制限、パーティー等によるデイ利用者とのゾーニングの実施等の対応を行っているとの回答がございました。

次のスライドです。資料の15ページとなります。

令和8年度以降の新型コロナウイルス感染症拡大注意報警報の運用につきましては、2月16日に開催いたしました感染症対策専門家会議におきまして、御審議いただきました。

専門家会議においては、注意報警報については、現在の運用を継続することが適当である。変異等により、再度感染拡大が大きくなる可能性もあることから、注意報警報は残した方が良い。現在の基準は新型コロナ5類感染症以降前の病床逼迫を参照しているが、新型コロナウイルスの重症化率等が低下しているならば、今後、基準の変更を検討してもいいのではないかと等の御意見をいただいたところでございます。

感染症対策専門家会議におけるこうした御意見や、病院施設における感染症対策に活用されており、現在の運用について意見なしの回答が大多数だったことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大注意報警報につきましては、令和8年度は、現在の運用を継続してまいりますとともに、今後の感染拡大状況を注視しつつ、必要に応じて運用基準の変更について、感染症対策専門家会議等の御意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

以上となります。

○加陽会長

はい。どうもありがとうございます。ではただいまの報告について、皆様から御意見御質問があればお願いしたいと思います。ではよろしいでしょうか。

(意見なし)

○加陽会長

ありがとうございます。では次の報告事項に入ります。

県予防計画進捗状況につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○市川課長

報告事項の3番目、県予防計画進捗状況について説明をいたします。

資料の17ページをお開きください。

県感染症予防計画におきましては、新興感染症の発生に備えた医療提供体制につきまして、数値目標を設定しております。これを裏付ける医療措置協定を県と医療機関との間で締結しておりますが、最新の状況につきまして御報告いたします。

昨年度の会議で報告いたしました内容から、ほとんどの項目で数値が増加しており、流行初期における確保病床数は100%を達成いたしました。また目標にまだ達成していない項目につきましても、目標達成に向け、引き続き協定を締結してまいりたいと考えております。

次のスライドです。資料の18ページをお願いいたします。

県予防計画におきましては、検査能力と宿泊療養施設についても目標を設定しておりますが、いずれの項目も達成しております。その他県予防計画に基づく感染症管理センターの本年度の取り組みにつきましては、お配りいたしました別冊資料に記載をしております。

以上であります。

○加陽会長

はい、ありがとうございます。ではただいまの報告について、皆様から御意見御質問があれば
お願いしたいと思います。

(意見なし)

○加陽会長

よろしいですね。では、続きまして次の報告に入ります。

定点医療機関の見直しにつきまして事務局からご説明をお願いいたします。

○市川課長

はい、報告事項の4番目、定点医療機関の見直しにつきまして御説明いたします。

資料の20ページをお開きください。

感染症のサーベイランスのための患者の発生数を報告いただく定点医療機関を県が指定して
おりますが、令和7年の国要綱の改正により、定点数の基準が引き下げられました。引き下げの主な
理由は4点で、制度設計後の保健所統合による人口当たり定点医療機関数の全国的なばらつきのは
正、持続可能なサーベイランスのため医療機関の負担の軽減、諸外国と比較し日本における定点医
療機関数が過大であること、定点医療機関数を減らすことにより、各都道府県におけるサーベイ
ランス上の影響はないことが、国立感染症研究所の分析により明らかになったこととござい
ます。

次のスライドでございます。資料は21ページとなります。

国要綱の改正を受けまして、本県では、現行の139ヶ所を88ヶ所に減らす方向で検討をして
おります。要綱上は83ヶ所で良いのですが、休診等のリスクを考慮し、診療科ごと1医療機関とな
ってしまう賀茂、熱海、御殿場の保健所管内につきましては、箇所を増やすことによるものでござ
います。この数値でございますが、あくまで下限であり、地域の判断で上回ることも可能として
おります。

なお、2025年、1年間のデータを使用し、シミュレーションを行った結果、定点数が88ヶ所と
なりましても、感染症拡大のトレンドは現在と大きく変わらないことが確認できたところでござ
います。

令和8年4月から新たな医療定点医療機関数での発生動向調査の実施をめどとし、現在関係医療
機関との関係機関との調整を行っておるところでございます。

定点医療機関の見直しにつきましては以上となります。よろしくをお願いいたします。

○加陽会長

ありがとうございます。ではただいまの報告について、皆様から御意見御質問があればよろしく
お願いしたいと思います。

(意見なし)

○加陽会長

はい、ありがとうございます。

では最後の報告事項の令和8年度感染症対策連携協議会の開催予定につきまして、事務局から御
説明をお願いいたします。

○市川課長

報告事項の5、令和8年度感染症対策連携協議会の開催予定案につきまして御説明いたします。

資料の23ページとなります。

県感染症予防計画の計画期間は、2024年から2029年度までの6年間となっており、国の基本指
針の内容を踏まえつつ、保健医療計画との整合を図り、策定をしております。

2026年度は、第9次保健医療計画の中間見直しの年度に当たっておりますことから、感染症予防
計画及び上位計画である保健医療計画の新興感染症の発生まん時医療の中間見直しにつきまして、
本協議会で御協議いただく予定であります。

なお、保健医療計画については、本協議会での承認後、医療審議会、医療対策協議会にて御協議
いただくこととなっております。

来年度の本協議会は3回の開催を予定しております。第1回を6月から7月の間で開催させてい
ただき、予防計画と保健医療計画の中間見直しの方針について御審議いただき、第2回は10月か
ら11月に中間見直しの素案をお諮りしたいと考えております。

なお、場合におきましては、書面によりをお諮りすることも考えております。第3回でござい
ますが、令和9年の1月から2月に計画の進捗状況を御報告いたしますとともに、両計画の中間見直
しの最終案につきまして御審議いただく予定でございます。

感染症対策連携協議会の開催予定につきましては以上であります。よろしくをお願いいたします。

○加陽会長

はい、ありがとうございました。ただいまの説明について御質問御意見があればよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしいですか。

(意見なし)

○加陽会長

では予定されている議事は以上ですが、委員の皆様から御意見等があればよろしくお願ひしたいと思ひます。

○松本委員

はい。

○加陽会長

松本先生どうぞ。

○松本委員

ありがとうございます。静岡県看護協会の松本です。

一番最初の新型インフルエンザの発生に備えた患者等の移送に係る消防機関との協定のことなのですが、このことについて、市町と検討を重ねて決めていく、決めていくというか、実装していくと思うのですが、この件に関しては何かシミュレーションとかそういったことの前定はおありなのでしょうか。

○加陽会長

はい、ありがとうございます。県の方から、御説明があれば。

○市川課長

はい、シミュレーションということで御意見をいただいたところございます。

この協定そのもののシミュレーションというわけではございませんが、この協定といいますものは、県の感染症予防計画等に基づいてこの協定を結んでいくものございまして、この感染症予防計画や新型インフル行動計画におきまして、患者の搬送等の訓練を県と医療機関等との間で行っているところでございます。

このそういった訓練でございますが、本年度、感染症指定医療機関、それから西部の保健所に併せて、磐田市の消防本部にも御協力いただきまして、新型インフルエンザ等の患者が発生したことを想定して、患者の搬送等の訓練というものを行ったところでございます。

こうした訓練を行うことによりまして、実際のこの協定が実効性があるものとするために訓練というものを行って、実効性を持たせていくつもりでございます。

以上であります。

○加陽会長

松本委員よろしいでしょうか。

○松本委員

はい、ありがとうございます。複数の患者さんが同時に発生し、そして受け入れる病院がないといった場合に、ぜひ困らないようなそんな訓練をお願ひしたいと思ひています。以上です。ありがとうございました。

○加陽会長

どうもありがとうございます。

他には、他に御質問御意見等があれば、よろしいですか。まだちょちょっと時間ありますけどよろしいですか。

(意見なし)

○加陽会長

はいわかりました。じゃあ御意見等がないということで、これをもちまして本日の議事を終了させていただきます。

では進行を事務局へお返しいたします。

○武田課長代理

加陽会長ありがとうございました。

委員の皆様からいただいた御意見を踏まえまして、引き続き感染症対策を適切に進めてまいります。

本日は御多忙のところお疲れのところ、ありがとうございました。

以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。適宜 Web から御退席をお願ひいたします。